開示請求書

窓	П	受	付

平成25年 5月17日

武雄市長 様

開示請求者 郵便番号 住所(所在地)

氏名(名称) (代表者名)

電話番号

連絡先(法人その他の団体にあっては、 担当者の方を記載してください。)

氏名

電話番号

武雄市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

小女妻の併々	※ 請求に係る公文書が特定できるよう具体的に記入してください。
公文書の件名 又 は 内 容	平成25年3月8日付 武市秘第84号に記載のある「販売エリアは、公立
	図書館の扱いとは完全に区別」されていることを証明出来る資料
開示の方法	1 閲覧 ② 写しの交付(郵送等の有無 旬・無)

備考 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

------

《下の欄は、記入する必要はありません。》

担	当	部	局		
				電話番号(代表)	(内線)
公	文 書	の件	名	完結年度(年)	
備			考		

開示請求書

			A.	The second second
窓	П	受	付	

平成25年 5月17日

武雄市長 様

開示請求者

郵便番号

住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者名)

電話番号

連絡先(法人その他の団体にあっては、 担当者の方を記載してください。)

氏名

電話番号

武雄市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の件名 又 は 内 容	※ 請求に係る公文書が特定できるよう具体的に記入してください。
	平成25年3月8日付 武市秘第84号に記載のある「販売エリアは、公立
	図書館の扱いとは完全に区別」されていることを証明出来る資料
開示の方法	1 閲覧 ② 写しの交付(郵送等の有無 旬・無)

備考 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

《下の欄は、記入する必要はありません。》

担	当	部	局	教育部文化学習课 電話番号(代表) 23-5/68 (內線)
公	文書	の件	名	完結年度 (年)
備			考	



第6号(第4条関係)

## 開示決定等期限特例通知書

武市教文生第57号 平成25年8月5日

様

武雄市教育委員長 諸石 洋之助人

平成25年5月17日付けの開示請求に係る公文書は、著しく大量であるため、武雄市情報公開条例第10条の規定により、開示決定等をする期限を次のとおりとしたいので通知します。

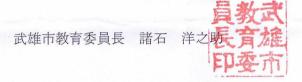
公文書の件名	平成25年3月8日付武市秘第84号に記載のある「販売エリアは、公立図書館の扱いとは完全に区別」されていることを証明出来る資料
条例第10条の規定に よる決定期間	平成25年 5月20日から(市受付日) 平成25年 6月19日まで
開示請求に係る公文 書のうちの相当の部 分につき開示決定等 をする期間	平成25年 月 日から 平成25年 月 日まで
上記の期間内に開示 決定等をする部分	
残りの公文書につい て開示決定等をする 期限	平成25年 8月 31日
本条を適用する理由	開示請求に係る公文書が他の開示請求も併せ大量であり、また 関係機関との調整も必要であるため
所 管 課	教育部 文化・学習課 生涯学習係 電話番号(直通)0954-23-5168



## 開示決定通知書

武市教文生第79号平成25年8月29日

様



平成25年5月17日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第9条 第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することと決定したので 通知します。

公文書の件名	・平成25年3月8日付 武市秘第84号に記載のある「販売エリアは、 公立図書館の扱いとは完全に区別」されることを証明できる資料
開示の日時	資料郵送による
開示の場所	
所 管 課	武雄市教育委員会 文化·学習課 課長 井上 祐次
	電話番号(0954-23-5168)

